

あなたの市民税・府民税・森林環境税を本書のとおり決定しましたので通知します。

令和 6年 6月 1日
(2024年)

大阪府豊中市長
長内 繁樹

様



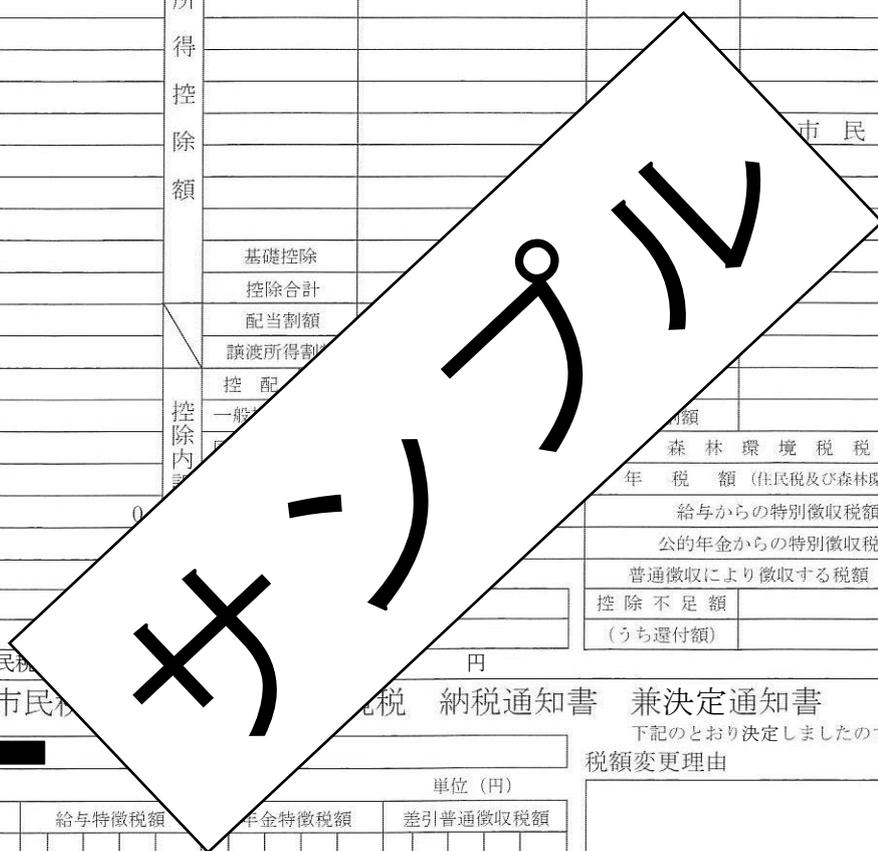
★ お問い合わせ番号	
金融機関名	
口座番号	
振替方法	
口座名義人	

公印は、黒色の電子印です

※令和6年度は定額減税の影響により全期前納の方が期別振替となる場合があります。また、振替につき直近でお申込の内容は振替口座欄に反映されていないことがあります。

令和 6年度 市民税・府民税・森林環境税 課税明細

通知書番号	氏名	課税標準額	単位 (円)
給与収入		0	
算後給与所得		0	
所得控除額			
基礎控除			
控除合計			
配当割額			
譲渡所得割			
控配一般			
合計所得金額		0	
繰越損失額			
市民税			
府民税			
森林環境税税額			
年税額 (住民税及び森林環境税の額)			
給与からの特別徴収税額			
公的年金からの特別徴収税額			
普通徴収により徴収する税額			
控除不足額 (うち還付額)			



令和 6年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書

下記のとおり決定しましたので通知いたします。

氏名

税額変更理由

	年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
変更前				
変更後				

※「充当額」は「充当又は委託納付額」を指します。

	第1期	第2期	第3期	第4期
変更前	0	0	0	0
変更後	0	0	0	0
充当額	0	0	0	0
納付済	0	0	0	0
追納額	0	0	0	0
納期限	*****	*****	*****	*****

全期分を前納される場合	
納付額	*****
前納報奨金	*****
差引納付額	*****
納期限	*****

*全期分・第1期分のいずれかご選択のうえ、納付ください。

特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号

公的年金の種類	*****
支払者の名称	*****
支払者の法人番号	* * * * * * * * * * * * * * *

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

	令和 6年10月	令和 6年12月	令和 7年 2月
変更前	0	0	0
変更後	0	0	0

④審査請求及び審査請求裁決後の取消しについて あなたがこの通知書に記載された事項について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、ただし、上記の期間を経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができません。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

	令和 6年 4月	令和 6年 6月	令和 6年 8月
仮徴収税額	0	0	0

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、来年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

	令和 7年 4月	令和 7年 6月	令和 7年 8月
仮徴収税額	0	0	0